

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都八王子市館町468番地の2

氏名 株式会社完山金属  
代表取締役 完山 一範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成21年10月2日

許可の有効年月日 平成26年10月1日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破砕: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上8種類)

圧縮梱包: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上6種類)

圧縮: 金属くず (以上1種類)

溶解: 廃プラスチック類 (発砲スチロールに限る) (以上1種類)

## 2 事業の用に供する施設 (詳細は裏面)

東京都八王子市南浅川町3952-1他

## 3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から18時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成21年10月2日 新規許可

平成23年10月28日 変更届 (破砕機の入替)

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面へ続く)



許可番号 第13-20-035754号  
(裏面)

2 事業の用に供する施設  
東京都八王子市南浅川町3952-1他

施設種類	産業廃棄物の種類	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類	4.43 t/日	—	平成23年10月18日	—	—
	紙くず	3.72 t/日				
	木くず	4.96 t/日				
	繊維くず	2.82 t/日				
	ゴムくず	7.08 t/日				
	金属くず	15.36 t/日				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	13.60 t/日				
	がれき類	2.98 t/日				
圧縮梱包	廃プラスチック類	156.24 t/日	196.96 t/日	平成21年7月15日	—	—
	紙くず	169.12 t/日				
	木くず	250.56 t/日				
	繊維くず	318.64 t/日				
	金属くず	61.04 t/日				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	—				
圧縮	金属くず	2.96 t/日	—	平成21年7月15日	—	—
溶融	廃プラスチック類 (発砲スチロールに限る)	160kg/日	—	平成21年7月15日	—	—

(以下余白)